

信用状の独立抽象性に関する法的考察（四・完）  
英米判例を中心として

コーエンズ 久美子

第一章 はじめに

第二章 信用状の独立抽象性

第三章 独立抽象性の限界としての詐欺

第一節 限界としての詐欺の確立

一 限界に対する認識

二 限界としての詐欺を確立した *Szejin* 事件

三 *Szejin* 事件を成文化した一九六二年版統一商法典(S-1142)（以上一七七号）

四 スタンドバイ信用状に対するアプローチ

第二節 独立抽象性の限界としての詐欺

一 判例の動向（以上一七八号）

二 学説の動向

第三節 小括

第四章 詐欺の抗弁とコルレス銀行（以上一七九号）

第五章 独立抽象性の限界画定の試み

第一節 独立抽象性原則と基本取引当事者の衡平

第二節 独立抽象性の限界画定の試み

一 詐欺の概念

1 商業信用状

(1) 書類の不実記載

(2) 基本取引上の商品の瑕疵

(3) 第三者による書類の不実記載

2 スタンドバイ信用状

二 詐欺の証明

三 コルレス銀行

第六章 むすびにかえて

## 第五章 独立抽象性の限界画定の試み

本章では、第二章ないし第四章において行った検討をもとに、一九九五年改定統一商法典等の規定を参照しつつ、詐欺の画定基準の提示を英米法の枠組みの中で試みる。

### 第一節 独立抽象性原則と基本取引当事者の衡平

独立抽象性原則の効果として、受益者が条件を充足した書類を呈示するかぎり、発行銀行は支払債務を免れることはできない。発行銀行は、他の関連する取引、すなわち基本取引および信用状発行契約上の抗弁を援用することはできない。しかし同原則の適用に限界がないかといえは、答えは明らかに否である。判例も学説も、常にその限界の存在を認識してきている。独立抽象性原則は大多数の事案において、貫徹されなければならない。ただ、例外とされる極めて限定された範囲において、他の取引を参照すること、およびその抗弁の援用が正面からは認められる。それではどこにその限界が求められるか。

独立抽象性原則が、取引当事者の経済的要請を満たすべく構築されてきたことは、これまで見てきたとおりである。そして、それは事前に基本取引の当事者間で合意された形式的な書類要件の充足を契機として、銀行による支払がなされるという手段によって実現される。本来的には、基本取引の履行状況と信用状に基づく支払は一致することが期待されている。しかし実際の支払が、事実の確認を経ることなく、形式的要件の充足のみによってなされるのであるから、必ずしも基本取引において当事者が意図していた通りの状況においてなされるとは限らない。基

本取引にかかわりのない銀行の立場に鑑みれば、基本取引当事者は、その意図するところに反して、形式的要件の範囲内において支払がなされることを許容せざるを得ない。結局この不利益は、発行依頼人が負うことになる。

こうした発行依頼人が負担するべき本来予定されていた支払状況と実際とのずれとは、具体的にどのようなものか。第二章において Doan が提唱する信用状の機能として、(1)代金の早期回収、(2)信用の肩代わり、(3)コストの削減、(4)訴訟コストの移転、(5)法廷地の移転、をみた。<sup>(1)</sup>(4)および(5)はすなわち、基本取引上の争いを事後的に発行依頼人が受益者に対して提起する訴訟による決着にゆだねるとする *“pay first, argue later”* の合意に他ならない。これは、それぞれの信用状ごとに程度の差は存在するものの、基本取引における不完全履行のリスクが、とりあえずは発行依頼人によって負担される旨の合意と考えられる。すなわち、一般的に、商業信用状においては、受益者が基本取引に一致した商品を提供できなかったとしても、いったん支払を受領したうえで基本取引上の争いとして最終的な解決をはかることが合意されているのである。またスタンドバイ信用状においては、受益者の一方的な請求が容認されていることから、保証された履行が受益者の満足に至らない場合に、支払を是認することになる。それゆえ、基本取引において事前に定められていない原因による不完全履行については、黙示的に契約事項が読み込まれ、発行依頼人が不利益を負担する。また、基本取引においてその処理が定められている場合であっても、法的判断に要する時間および基本取引への関与の度合によっては受益者の請求が正当化されうる。

いずれにせよ、必ずしも基本取引当事者間の衡平を意味しない支払が、信用状取引においては是認されうる。なぜならば、実質的にはともあれ、発行依頼人は、そのような支払がなされた場合、事後的に基本取引上の問題として究極的な衡平を実現する手段を有するとされるからである。換言すれば、信用状取引とは、そのような問題が争われている間、いずれの当事者が問題の資金を保持しながら訴訟を遂行するかをあらかじめ取決めたものであると

いえる。<sup>(5)</sup>

## 第二節 独立抽象性の限界画定の試み

### 一 詐欺の概念

コモン・ロー上、詐欺は不法行為の一類型として発展してきた。一定の不実表示に依拠して行動した者が損害を被ったとき、その不実表示をした者が、虚偽の表示であることを(1)知っているか、(2)真実であると信じていない、あるいは(3)真実であるか虚偽であるかについて意に介さず、不注意で一定の不実表示をしているかのいずれかの場合に、詐欺 (fraud) の責任を負うことになると定義される。<sup>(6)</sup>

リーディングケースである Szein 事件 (「3・4事件」) では、受益者の主観的意思につき、次のように言及された。「売主は買主によって注文された商品の船積を意図的に (intentionally) 怠ったということが、当然のこととされなくてはならない。」そして判例・学説は、このような主観的な要素に加えて、Szein 事件の事実を倣い、信用状取引の詐欺は一般商取引におけるものの中で特に悪質なものに限られるべきであるという主張を発端として展開された。すなわちコモン・ローの詐欺としての「意図的な詐欺 (intentional fraud)」に対し、「顕著な詐欺 (egregious fraud)」として概念されたのである。これは運送書類が呈示されているにもかかわらず、何ら物品が船積みされていないかかったり、Szein 事件のように、剛毛ではなく牛毛や全く価値のないがらくたが船積みされた場合を想定している。

そしてこのような見解に疑問を提起する形で、信用状の詐欺にも不法行為法上発展した「意図的な詐欺」の概念を用いるべきとする主張が現れた。たとえば、Cambridge Sports Goods 事件（3・12 事件）においては、新品のグループが基本取引である売買契約の商品であったが、実際には中古のグループが船積された。Szejj 事件のように全く価値がないものではなかったが、詐欺とされた。当該判決は、「意図的な詐欺」の基準によるものと位置づけられている。<sup>(7)</sup>

しかしその後のスタンバイ信用状のケースでは、必ずしも受益者の主観的意思に基づくフォーミュラが提示されてきたわけではない。たとえば、Dynamics Corporation 事件（3・6 事件）では、「事実において絶対的に理由がない形式的な供述」と表され、Intraworld 事件（3・7 事件）では、「受益者の不当な行為が取引全体を腐敗させ、発行銀行の義務の独立性がもはやその合法的目的に適さない場合」とされた。またその他の事案においては、差止命令の要件が用いられ、抽象的な詐欺の概念を示すというよりは、「本案において勝訴する見込み」の要件に置き換えられていることが多い。

ところで、本稿において検討してきた UCC5-214 に基づき提起された訴訟を礎石として、一九九五年に改定された統一商法典 5-109<sup>(8)</sup>は、次のような場合を詐欺と定める。

「(a) 支払請求のための呈示が、外観上信用状条件に厳格に一致しているように見えるが、書類が偽造されていたり、重大な詐欺 (materially fraudulent) がある場合、または支払が、受益者による発行銀行もしくは発行依頼人に対する重大な詐欺 (material fraud) となる場合。」

同規定は、UCC5-214 においてあいまいとされていた基本取引上の詐欺も含まれることをオフィシャルコメントにおいて明確にし、かつ詐欺が「重大 (material)」であることを要件とした。オフィシャルコメントは書類上の重

大な詐欺とは、実際には五バレルのサラダオイルを船積みしながら、一、〇〇〇バレルと記載された送り状を呈示することを例として挙げる。また受益者による重大な詐欺として、前述の Dynamics Corporation 事件〔3・6〕事件）、Intraworld 事件〔3・7〕事件）で用いられたフォーミュラを提示している。

このように UCC 第五編においても、信用状取引の特殊性に鑑み、一般的不法行為法上の詐欺とは異なる概念が提示されている。また、通常受益者の主観的意思是は、情況から判断せざるを得ない点に鑑みれば、客観的要素から詐欺の画定基準を提示することが必要であろう。以上をふまえ、詐欺の判断を以下の手順で行う。

まず前提として、限定的に基本取引の参照、およびその履行状況の判断に立ち入ることを承認する。すなわち基本取引上の抗弁を一部信用状取引上の詐欺として認容し、かつそれを証明するために、基本取引につき調査することができるとする。そして一般的な詐欺の画定基準として、次のようなフォーミュラを提示する。前述のように、信用状を利用する当事者間においては、基本取引の不完全履行に関する一定の合意があると考えられる。それゆえ、独立抽象性原則の例外としての詐欺は、基本取引の内容とその履行状況に鑑み、暫定的な支払すら行う必要がない場合といえる。すなわち、「受益者の請求権が基本取引上全く理由がない状況<sup>40)</sup>」を基本的かつ客観的指標として提示する。

そして、このような法的帰結は、簡潔かつ決定的な証拠により端的に導かれなくてはならない。そのように限定された範囲において、基本取引の判断に立ち入ることが許容される。迅速な支払を促進し、基本取引に関する広範かつ詳細な判断を回避することによって、独立抽象性原則によってもたらされる当事者の合意が最大限維持されてはならない。

それでは以下において、判例を概観した際に用いた事案の分類に従い、当該フォーミュラを基礎にした詐欺の画

定基準を私見として提示する。

## 1 商業信用状

### (1) 書類の不実記載

書類が偽造されている場合以外に、いかなる書類の不実表示が詐欺となるか。つまり、一九九五年版統一商法典が定める「重大な詐欺」とは、また「受益者の請求権が基本取引上全く理由がない状況」となる書類の不実記載とは、どのようなものをいうのか。

商業信用状において支払条件とされる書類は、手形や船荷証券のように何らかの権利を表章する有価証券と、送り状のように単に情報を伝達するにすぎないものがある。それゆえ不実表示される事項も、表章される権利にかかわるものと誤った情報とに分けられる。前者については、証券が本来の権利を有効に表章していない不実記載を詐欺とする。このような証券の中には、要式性を重視する手形から、船荷証券のようにそれほど厳格に取り扱わないものまで含まれている。それゆえ、証券が権利を有効に表章しているかは、当該証券独自の判断基準が適用される。

本稿で採り上げた事例としては、*Merchants Corp. of America* 事件〔*3・8*〕事件）、*United City Merchants* 事件〔*3・13*〕事件〕等において、船荷証券上の船積日の不実記載が問題となった。船荷証券の要式性はそれほど厳格なものとはされていない。わが国においては特定の海上運送人が特定の運送品を受け取り特定の地で引き渡す義務を負うことが証券の記載から明らかにされ、適法な署名がある限り、法定記載事項を欠いても船荷証券は無効とは



ならないとされている。<sup>10)</sup> また United City Merchants 事件（「3・13」事件）においても、船積日の不実記載は、証券が表章している商品の価値に何らかかわりがないと指摘されていた。

書類の不実記載は、書類の厳格一致の原則とともに、一面において詐欺を主張する発行依頼人によって濫用される危険もある。また、初期の判例に見られるように、信用状の詐欺は書類上のものに限定されるとすれば、本質的な問題が他に存在しながら、形式的に書類上の詐欺に問題をすり替えて支払差止命令請求がなされることもあろう。詐欺の主張に対し、限定的に基本取引への関与を正面から認める必要性がここにも存在している。有価証券上の不実記載の中で、表章する権利にかかわらないものは、書類の有効性に影響しないため、いわゆる誤った情報であり、単に情報を伝達する書類と同様に処理する。

それでは、どのような誤った情報を詐欺的な不実記載とするか。これは基本取引と照らし合わせ、一般的フォーミュラに該当するかという判断であり、基本取引上の商品の瑕疵と同様のプロセスによる。誤った情報とは、結局基本取引における不完全履行を不実記載したものだからである。たとえば、Angelica Whitebear 事件（「3・10」事件）においては、一着あたり四〇米ドルの作業着が一八米ドル水増しされて記載された送り状が詐欺的であるという主張がなされた。裁判所は書類の詐欺とも基本取引上の詐欺ともいえ、いずれにせよ詐欺のケースであると判断している。以下に、基本取引上の商品の瑕疵につき、考察する。

(2) 基本取引上の商品の瑕疵

一般的フォーミュラである「受益者の請求権が基本取引上全く理由がない状況」とは、基本取引上の商品の瑕疵

として、どのように具体化されるか。前述したように、基本取引上の不完全履行の不利益は暫定的に発行依頼人によって負担されているから、利益衡量の必要がある場合、すなわち受益者が一定の請求権を有することが明らかであれば、信用状に基づく支払は是認されると考えるべきであろう。結論的にそのような必要のない場合、すなわち受益者の提供した商品では、「発行依頼人が何の法的責任を負うことなく基本取引を解除することができる」にもかかわらず、支払請求がなされた場合を詐欺と考える。

そして、請求権の存否については、各基本取引の内容に従い判断されなくてはならない。たとえば、Cambridge Sports Goods 事件（「3・12」事件）では、それなりの価値を有する商品が船積みされており、Szein 事件のような全く価値のないがらくたではなかった。しかし、基本取引においては「新品のグローブ」の売買が合意されていたのであるから、損傷の激しい中古のグローブを船積みした受益者は何ら請求権がないと判断される。

先の「顕著な詐欺」の概念は、詐欺の判断において基本取引をいっさい考慮せず、その意味で嚴格に独立抽象性原則に従いつつ結論を導こうとする場合には、一つの意義ある基準となろう。しかし不完全履行の不利益が発行依頼人によって負担されているにせよ、その程度は基本取引により異なる。このことはスタンドバイ信用状のケースでは、いっそう強調される。前述したように、詐欺の主張に関しては、限定的に基本取引への関与を正面からは認めたうえで処理する方が、信用状に関する法的理論および実務の健全な発展に貢献することになろう。重要なのは、詐欺の主張において、法的帰結としての請求権の不存在が端的に導かれなくてはならないということである。

(3) 第三者による書類の不実記載

受益者が善意であるにもかかわらず、呈示された書類が偽造、あるいは詐欺的であるという状況は、受益者が売買契約上の物品を有しておらず、これをプロローカーとして他者から取得する場合等に起り得る。実際にこのことが争われたのは、「United City Merchants 事件」(3・13「事件」)であった。第一審および上告審は、受益者自身による行為である場合にのみ、詐欺の抗弁が成立するという判断をした。これに対し控訴審は、不真正な (false) 書類に対し銀行は支払義務を負わないという理論構成から、第三者による詐欺も受益者に対抗できるとした。

第一審および上告審の判断に対しては、受益者のサブライヤーによる書類の偽造あるいは詐欺のリスクが受益者自身でなく、発行銀行または発行依頼人によって負担されることに、全く正当性が見いだせないという批判がなされている。<sup>02)</sup> 第三者からそのような書類を取得することは、受益者の重過失になり、受益者自身の詐欺と同様に扱われると見る見解も同様の趣旨であろう。<sup>03)</sup> また上告審において *Diplock* 判事が、統一規則は外観上信用状条件を充足する書類に対する銀行の支払義務を定めると言及したこと<sup>04)</sup> に対し、同規則は、銀行を保護するために、そのような書類に支払う「権限」を与えているにすぎないとの批判もある。<sup>05)</sup> つまり、実際には信用状条件に一致していない書類である場合に、支払「義務」を課すものではないという。<sup>06)</sup> 加えて改定された UCC も、端的に書類が詐欺的である場合、発行銀行の支払を差止めることができるとしており、詐欺的な書類の作成者を受益者に限定していない。他方、詐欺の法理を「詐欺的な受益者の不当利得の防止」と捉える見解によっては、本件において受益者は不当利得していないという判断がなされたと主張されている。<sup>07)</sup>

先に検討したように、書類上に重大な詐欺とされる不実記載がある場合は、それによる請求権が否定される。本

来否定されるべき請求権が、当該事由に関し善意である受益者による請求がなされた場合、それを是認するか否かは詐欺の抗弁の主張に関する政策的判断といえよう。あくまでも受益者の主観的意思を要件とし、受益者が善意であるかぎり支払を受領する権利を有するのであれば、第三者による詐欺は抗弁を成立させない。

筆者は、書類が呈示され支払請求がなされるまで、信用状取引における危険負担は受益者が負うのが相当と考えられる。本来は自ら書類を作成することが予期されているが、自己の事由により他者から取得するのであれば、それに付随する危険は自ら負担してしかるべきである。書類が詐欺的であると判断されれば、その作成者が誰であるにかかわらず、受益者は詐欺の抗弁をもって対抗されることになる。

## 2 スタンドバイ信用状

スタンドバイ信用状においては、その書類の特殊性に鑑み、まず発行目的および支払条件を明らかにする必要がある。そのうえで、詐欺の主張につき、「受益者の請求権が基本取引上全く理由がない状況」であるかを判断する。このような視点から、本稿第三章において採り上げた事案の詐欺の主張を簡潔に整理すると以下ようになる。

- (1) スタンドバイ信用状によって保証されている債務が完全に履行されたという主張。Dynamics Corporation 事件（「3・6」事件）。
- (2) スタンドバイ信用状によって担保されている支払事由が発生しなかったという主張。Intraword 事件（「3・7」事件）、Shafter 事件（「3・14」事件）、Paccar International 事件（「3・17」事件）。
- (3) スタンドバイ信用状によって保証されている債務が不可抗力により完全履行できなくなったという主張。

Itek 事件（〔3・16〕事件）。

(4) 基本取引における先履行条件が成就しなかったため、スタンドバイ信用状が保証する債務が発生しなかったという主張。KW International 事件（〔3・15〕事件）。

(5) 受益者が基本取引における先履行義務を果たさなかったため、スタンドバイ信用状が保証する債務が発生しなかったという主張。Edward Owen 事件（〔3・19〕事件）。

(6) 支払請求が当該基本契約以外の契約の履行を保証するスタンドバイ信用状に基づきなされたという主張。United Trading Corporation S.A. 事件（〔3・20〕事件）。

(1)、(2)、(5)および(6)については、その事実が明白に証明されれば、受益者の支払請求は詐欺となると考える。問題なのは、(3)および(4)である。(3)の不可抗力の主張は、実際に、発行依頼人に何の法的責任も発生していないことを確認する作業が煩雑である。基本取引および履行状況に関する詳細な調査と認定が必要だからである。時間的要因と基本取引への関与の度合いにより、支払が是認されうる場合がある。また(4)の先履行条件については、このようなりスクを当事者の合意により、発行依頼人が負うと取り決められていることもある。その点が明確にならなければ、支払がなされなくてはならない。

ところで独立抽象性原則が適用される信用状や請求払保証に関する規則<sup>88)</sup>の中で、一九九五年、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）によって起草された「独立保証およびスタンドバイ信用状に関する国連条約（UNITED NATIONS CONVENTION ON INDEPENDENT GUARANTEES AND STAND-BY LETTERS OF CREDIT, New York, 11 December 1995）」は、唯一、詐欺につき具体的な定義を有する。同条約（以下、国連条約とする。）は一九九条において「支払義務についての抗弁（Exception to payment obligation）」を対抗できる状況を以下のように規定している。<sup>89)</sup>

- (1) 以下のことが明白 (manifest and clear) である場合には、保証債務者／発行者 (guarantor/issuer) は、善意で行為しているかぎり、保証受益者に対して支払を差し控える権利を有する。
- (a) すべての文書が偽造または変造された (not genuine or has been falsified) ものであること、
- (b) 請求書およびその補助文書に記載された理由に基づく支払義務が存在しないこと、または、
- (c) 支払確約の類型と目的とから判断して、請求が予期された理由を持たないこと (no conceivable basis)。
- (2) (1)項(c)号に関しては、以下に掲げる場合が、請求が予期された原因を持たない状況の類型に該当する。
- (a) 支払確約が保証受益者の填補を予定する事故または危険が、具体化していないことに疑いがない場合。
- (b) 主たる債務者／保証委託者 (principal/applicant) の基本取引上の義務が、裁判所または仲裁により、無効であると宣言されている場合、但し、支払確約がかかる事故が当該支払確約によって填補される危険の範囲に含まれる旨を記載している場合にはこのかぎりでない。
- (c) 基本取引上の義務が、保証受益者の満足となるべくして履行済みであることに疑いがない場合。
- (d) 基本取引上の義務の履行の提供が、保証受益者による故意の非行によって妨害されていることが明らかである場合。
- (e) 見返保証 (counter-guarantee) の請求においては、見返保証受益者が、当該見返保証の関連する支払確約における保証義務者／発行者として不誠実に (bad faith) 悪意で支払をなした場合。
- (3) 本条(1)項(a)(b)および(c)の各号に列挙した状況においては、主たる債務者／保証委託者 (principal/applicant) は、第二〇条にしたがい、仮差止命令 (provisional court measure) を請求することができる。
- 同条項は、定義に一貫性を欠き、混乱を招くと考えられる「濫用 (abuse)」、「詐欺 (fraud)」といった文言を意

図的に排除したといわれている。<sup>24)</sup> コモン・ロー、大陸法だけでなく、あらゆる法システムにおいて統一的に適用されることを目的とするため、独立抽象性原則の例外を「不当な支払請求」という概念で中立的に構成しているのである。また支払請求が不当であることにつき受益者の実際の悪意、もしくはその擬制も不要とされている。<sup>25)</sup> そして同条約の解釈に際しては、「条約適用の統一性並びに独立保証およびスタンドバイ信用状の国際実務における誠実さ」を促進する必要性が考慮されなくてはならないと規定されている。<sup>26)</sup>

なお(2)項(e)は、二つのスタンドバイ信用状または保証状が発行されている場合、見返保証の受益者の態様を問題とする。二つの取引がそれぞれ独立しており、見返保証の受益者が固有の法的地位を有し、独立抽象性原則を享受する権利を前提とし、その不誠実さ (bad faith) 如何により、支払の是非を判断する。

## 二 詐欺の証明

詐欺についての判断にとって重要なのは、その概念の画定に加えて、証明の要件である。なぜならば詐欺についての証拠が、基本取引全般にかかわっていたり、その詳細な検証を要したり、また冗長に提出されるとすれば、それ自体が迅速な支払を真髄とする独立抽象性原則の違背となるからである。英米法諸国裁判所は、この点についても苦慮を重ねてきた。

まず、厳格な証明基準を適用するとされているイギリスでは、次のように取り扱われている。Edward Owen 事件（「3・19事件」）裁判所は、「銀行の知る明白な詐欺」が「立証されること (established)」を要求した。裁判所は本件保証状における支払事由が発生していないことを示唆しながら、なお何らかの支払請求をなし得る余地がある

として、差止命令請求を拒否している。さらに、当該要件によれば、発行依頼人は詐欺の存在に加えて、発行銀行が知っていることをも証明しなくてはならないことになる。つまり、発行銀行の支払義務が免除される状況でなければ、裁判所の差止命令もまた発せられないという。これは、裁判所が「請求しだい、何の証明を要求することなく (absolute and unconditional)」支払うという確約を妨害することに、極めて消極的であることの現れといわれている。<sup>63</sup> 実質的には、証明基準からではなく、非常に限定的な詐欺の概念から、結論が導かれたものといえよう。

United Trading Corporation S.A. 事件 (「3・20」事件) 裁判所は、このような厳格な裁判所の態度を批判しつつ、「提出された証拠に基づき導いた現実的な推論が詐欺である場合」というフォーミュラを提示した。緩和された表現ではあるが、具体的な適用基準が示されていないため、実際にどの程度のものであるかは明らかでない。他方、カナダの *Angelica-Whitewear* 事件 (「3・10」事件) 裁判所は、一般的な差止命令の要件である「有力な一応の証明がなされたこと (strong prima facie)」すなわち本案において勝訴する実質的な見込みを証明することを要求している。

これに対しアメリカの裁判所の特徴は、第一に、次のような差止命令の要件の充足を検証する中で、詐欺の抗弁につき判断していることである。典型的には *Tru* 事件 (「3・16」事件) において、(1)もし差止命令が認容されなければ、原告が回復しがたい損害を被ること、(2)そのような損害は、差止命令を認容することによって被告に加えられる害に比して格段に重いこと、(3)原告が本案で勝訴する見込みを示すこと、および(4)公共の利益が差止命令の認容により害されないこと、が挙げられる。詐欺の証明如何については、(3)の要件において主張された事実が詐欺であるかという実質面とともに問われることになる。ところが裁判所の判断は、往々にして、端的に「勝訴の見込みが証明された」と言及するにとどまり、主として(1)の要件に重点を置いたものとなっている。たとえば、イラン



革命後のアメリカ大使館人質事件の勃発による両国の緊張関係や発行依頼人の破産がこれに該当する。詐欺に関する実質的な判断を回避しつつ、差止命令を認容する論拠とされているのである。しかし同時に、商取引における損害が金銭的なものであることを強調すれば、事後的な損害賠償により発行依頼人は救済されるから、当該要件を根拠に差止命令を発する事案はほとんど存在しないとも指摘されている。いずれにしても、(3)の要件に拘泥すればするほど、基本取引によりいつそう立ち入らなければならなくなるため、これを回避しつつ、信用状取引上の衡平を実現しようとするものと考えられる。

ところで一九九五年に改定された統一商法典(1995)は、次のように規定する。「裁判所に提出された書面によれば、発行依頼人が偽造または重大な詐欺の主張に基づき、おそらく勝訴し (more likely than not succeed)、かつ支払請求人が(109)(c)の定める保護される者でない」場合、裁判所は差止命令を発することができる。また(109)(c)において、「アメリカ合衆国の法に基づき救済を受けるためのすべての条件を充足していること」と規定していることから、差止命令の要件一般についても、検証されることになる<sup>44)</sup>。

また、国連条約二〇条においては、一九九条の状況であることが「高い蓋然性 (a high probability)」を有する場合に、裁判所が差止命令を発し得る旨、規定されている。そして、このことは「即座に利用可能な有力な証拠 (immediately available strong evidence)」に基づき、判断される。

独立抽象性原則との調整から、詐欺の証明につき明らかにされなくてはならないのは、第一に証明基準、第二に証拠とその提出に関する制限である。第一の点については、これまで見てきたように、各国において異なるフォーミュラが用いられている。基本的に、裁判官に相当程度の心証を与えることが要求されるから、「おそらく勝訴するであろうこと (more likely than not succeed)」、「有力な一応の証明がなされたこと (strong prima facie)」という基

準が適切であろう。これに対し「立証されること (established)」という基準は、いわゆる綿密な本案の審理を経た結論と同程度の証明を要求するかのように用いられている。詐欺の主張については、差止命令請求訴訟においても、また発行銀行の支払拒絶においても、迅速な判断が要求される。「立証されること」という基準は、それ自体が判断の遅延と基本取引への大幅な関与を認めざるを得ない矛盾を抱えているのではないか。

また第二の点は、判例においてほとんど言及されていない。しかし信用状の機能を最大限保全するために、詐欺であるという法的帰結は、簡潔かつ速やかに提出された証拠によって、証明されることを要する。そのために必要な最小限の範囲において、基本取引に関する判断が許容されることになる。問題となりうる一例として、先に言及した不可抗力条項が挙げられる。どのような事実が不可抗力となるかにつき、基本取引上の履行に関する詳細な判断を要したり、取引特有の原則、慣行を調査しなくてはならないからである。このように綿密な事実の審理、複雑な法的判断を要する事案の場合は、独立抽象性原則が優先され、支払が是認されうる場合があろう。

ところで、*Angelica-Whitewear* 事件 (3・10 事件) においては、差止命令請求の場面と発行銀行の支払後にその正当性を判断する場面において、異なる証明基準が提示された。本件において問題となったのは、後者であり、発行銀行の立場を考慮し、詐欺が「立証されなければ、その支払が正当化されるとした。しかし前述したように、詐欺の主張に対しては、いずれの場面においても制限された証拠によって迅速な判断が要求されていることに鑑みれば、「立証されたこと」という証明基準は現実的とは思えない。後者において必要とされる特別な考慮は、発行銀行の保護である。そこで、基本取引に関与しない発行銀行に支払拒絶を依頼する発行依頼人は、第一に詐欺が存在していることを発行銀行に知らせること、第二に支払拒絶から生じる負担・損失を担保することを約束する必要がある。そして第一の点につき、発行依頼人は、支払差止命令請求における証明基準と同程度の証明がなされた詐

欺を銀行が知るに至ったかを証明しなくてはならない。これらの充足を条件として、画一的な証明基準の適用が可能であろう。

### 三 コルレス銀行

第四章で述べたように、信用状取引をより円滑に行うためにコルレス銀行が介在する。したがって信用状がそもそもそのプレゼンスを予定しているコルレス銀行は、自己が全く関与していない基本取引当事者の詐欺から保護される必要がある。そうでなければ、コルレス銀行は抗弁を對抗される危険をあえて冒してまで、取引に介在しないだろう。第四章における検討から、以下のことを導くことができる。詐欺の抗弁を對抗されないコルレス銀行は、第一に発行銀行から受益者に対する支払を授權された銀行、第二に、信用状に基づき、受益者の請求権を正當に譲り受けた銀行、である。統一規則は詐欺に関する規定そのものを有しないが、「指定銀行（the nominated bank）」という概念を用い、発行銀行の補償義務を明らかにすることによりコルレス銀行を保護する。同規則一〇条d項は、次のように規定する。「他行を指定することにより、またはどの銀行による買取をも許容することにより、または確認を加えることを他行に授權または依頼することにより、発行銀行は、文面上、信用状条件を充足しているとみられる書類と引換えに、それぞれの場合に依拠して、支払、手形の引受または買取を行う権限を、当該銀行に対して与えることになり、かつ、この規則（UCP）の規定に従って、当該銀行への補償を確約することになる。」よって発行銀行が受益者に対し詐欺の抗弁を有している場合、指定銀行以外の銀行が善意で受益者の請求権を譲り受けていたとしても、このような銀行は抗弁を對抗されることになる。たとえば受益者の依頼に基づき、手形の取立等

を行う受益者の取引銀行が挙げられよう。

これに対し一九六〇年版統一商法典は「正当所持人」の概念によって、保護される第三者を規定する。前述のように、第一に UCC § 3302 の (1) 有償、(2) 善意、(3) 抗弁の付着を知らないことという要件、第二に「信用状に基づき」という文言の解釈により、正当所持人であるかが判断される。第二の点については、第四章で述べたように、straight credit と negotiation credit における発行銀行の確約の相違が明確に認識されるべきであろう。ただ大多数の信用状が統一規則に準拠する現在の取引においては、これに基づく混乱はほとんど回避されると思われる。加えて、改定された一九九五年版統一商法典は、統一規則に沿った形式となっている。UCC (95) 5-109(a)(1) は保護される第三者として次の者を挙げる。すなわち (i) 偽造または重大な詐欺を知らずに (without notice of forgery or material fraud)、善意で (in good faith) 対価を与えた (has given value) 指定銀行 (nominated person)、(ii) 善意で確約に基づき支払をした確認銀行、(iii) 発行銀行または指定銀行によって信用状に基づき振出された手形の引受がなされた後に、当該手形の正当所持人となった者、(iv) 発行銀行または指定銀行による後日払いの義務が生じた後に、偽造または重大な詐欺を知らずに有償で発行銀行または指定銀行に対する請求権を譲受した者、である。(i) および (ii) は、統一規則の指定銀行と同様に解することができる。また (iii) および (iv) については、旧統一商法典において問題とされていた引受後、実際の支払までに詐欺が発覚した場合の取扱いを明らかにしたものである。信用状に基づく手形上の権利および後日支払に対する請求権が確立した後に、当該権利を譲り受け、正当所持人となった者は保護される。

- (1) Dolan は、追加的に為替変動、通貨の交換不能あるいは通商停止から生じるリスクの配分を挙げる。JOHN F. DOLAN, THE LAW OF LETTERS OF CREDIT, 3-34 (rev. ed. 1996).

- (2) 江頭憲治郎「手形保証とスタンドバイ信用状」竹内昭夫先生還暦記念『現代企業法の展開』一二九頁（有斐閣、一九九〇年）。
- (3) R. I. V. F. BERTRAMS, BANK GUARANTEES IN INTERNATIONAL TRADE, 60 (2nd ed. 1996).
- (4) 実際に暫定的なものとして取り扱うことができるかは、取引相手国の事情等、様々な要因に左右される。[3] 事件をはじめとする一連のアメリカ大使館人質事件勃発後の事案は、この意味で特殊事情を考慮した結果と考えられる。
- (5) DOLAN, *supra* note 1, at 3-29 to 3-32.
- (6) H. F. CARTY, CLERK & LINDSELL ON TORTS, 713, 723-724 (17th ed. 1995).
- (7) Edward L. Symons, Jr., *Letters of Credit: Fraud, Good Faith and The Basis for Injunctive Relief*, 54 TUL. L. REV. 338, 374 (1980).
- (8) 一九九八年八月一日までに、三八州において一九九五年改定版統一商法典第五編が採択されている。Kathleen Patchel, *The Uniform Commercial Code Survey Part I: Introduction*, BUS. LAW, vol. 53, 1458 (August 1998).
- (9) 江頭・前掲注(2)・一三八頁。
- (10) Dynamics Corporation 事件 ([3]・6 事件)。BERTRAMS, *supra* note 3, at 278.
- (11) 江頭憲治郎『商取引法第二版』二四二頁（弘文堂、一九九六年）。
- (12) E. P. Ellinger, *Documentary Credits and Fraudulent Documents*, in CURRENT PROBLEM OF INTERNATIONAL TRADE FINANCING SINGAPORE, 185, 206 (1983). また信用状取引における発行銀行の支払義務が偽造、あるいは詐欺的な書類にまで拡張されることは現実的でないとも指摘している。
- (13) 浅木論文は、「たとえ重要な詐欺的不実記載が受益者以外の者によってなされ、受益者がある事実を知らない場合でも、右の意味における『重要な』不実記載を看過することは、受益者の重過失になるものと解し、受益者自身が詐欺的不実記載をした場合と同様に扱えるものと考ええる。」としている。浅木慎一「荷為替信用状と詐欺—英国判例を中心として—」名古屋大学法政論集一一七号（二二六頁—一九八七年）。

- (14) United City Merchants (Investments) Ltd. v. Royal Bank of Canada, [1983] A.C.168, 184.
- (15) ROY GOODE, *COMMERCIAL LAW*, 1008 (2nd ed.1995). 統一規則一三条は、「信用状条件の充足を確認する際に、書類の文面上のみの点検を義務づけている。」
- (16) *Id.*
- (17) Ho Peng Kee, *The Fraud Rule in Letters of Credit Transaction*, in CURRENT PROBLEMS OF INTERNATIONAL TRADE FINANCING SINGAPORE, 235, 251 (1983).
- (18) 「荷為替信用状に関する統一規則および慣例（一九九三年改訂）Uniform Customs and Practice for Documentary Credits (1993 Revision), UCP 500」 「請求払保証に関する統一規則 (Uniform Rules for Demand Guarantees, URDG)」 「米國 Institute of International Banking Law and Practice, Inc. が開発し、ICC と UNCITRAL が承認した「国際スタンダードバイ信用状慣例 (International Standby Practices 1998, ISP 98)」が国際的ルールとして挙げられる。また当然アメリカにおいては、「統一商法典第五編 (UCC Article 5)」が適用される。
- (19) 柴崎暁「請求払補償またはスタンダードバイクレジットの濫用と法律行為の社会的機能—フランス法・ベルギー法における抽象的支払確約論の現況—」判例タイムズ九六九号七〇頁以下参照。柴崎論文では、欧州の内国取引上の人的担保に「請求払の（民法上の）保証」があるため、これとの区別を明らかにするため「保証」の文字を用いず、「補償」としているが、本稿では「請求払保証に関する統一規則 (Uniform Rules for Demand Guarantees) の表記に倣い、「保証」とした。また同様に、“undertaking”は「支払確約」として用いる。 See also, BERTRAMS, *supra* note 3, at 376.
- (20) BERTRAMS, *supra* note 3, at 272.
- (21) *Id.*
- (22) 国連条約五条「解釈の原則」。

- (23) BERTRAMS, *supra* note 3, at 266.
- (24) DOLAN, *supra* note 1, at 7-41, 11-36 to 11-37; Henry Harfield, *Enjoining Letter of Credit Transactions*, 95 *Banking L.J.* 596, 612 (1978).
- (25) DOLAN, *supra* note 1, at 7-39 to 7-40.
- (26) Greg A. Fellinger, *Letters of Credit: The Autonomy Principle and the Fraud Exception*, 1 *J. Banking & Fin. L. & Prac.*, 4, 17-18 (1990).
- (27) BERTRAMS, *supra* note 3, at 278.
- (28) 改定された統一商法典5-109(b)(2)は、差止命令請求訴訟において、その認容はこれによって不利益を被るとされる受益者、発行銀行、指定銀行に対する発行依頼人による保証提供を前提とする旨、規定する。また国連条約二〇〇条においても、裁判所が差止命令の申立人に対し、保証の提供を命ずることができる旨、定められている（二〇〇条(2)項）。
- (29) 統一規則が詐欺に関する規定を有しないことにつき、困難ではあるが取り組むことが必要であった問題に対する消極性の現れと批判する見解もあれば（Ross P. Buckley, *The 1993 Revision of the Uniform Customs and Practice for Documentary Credits*, 28 *GEO. WASH. J. INTL L. & ECON.*, 265, 302 (1995)）、詐欺の問題はそれぞれの法域に委ねるべきと賢明であると説く者もある（Katherine A. Baski, *Letters of Credit: A Comparison of Article 5 of the Uniform Commercial Code and the Uniform Customs and Practice for Documentary Credits*, 41 *LOY. L. REV.*, 735, 751 (1996).)
- (30) BROOKE WUNNICKE, DIANE B. WUNNICKE & PAUL S. TURNER, *STANDBY AND COMMERCIAL LETTERS OF CREDIT*, 179 (2<sup>nd</sup> ed. 1996).

## 第六章 むすびにかえて

独立抽象性の例外が、英米法諸国においてどのように画定されているかという問題を、信用状の経済的意義を念頭に置きつつ考察した。その過程で、一見極めて単純に見える独立抽象性原則が、実際には様々な当事者間の合意、少なくともそのようにみなされるものを反映していることを明確にした。このような事前合意の保護こそ、信用状取引における当事者の衡平といえよう。

こうした認識を基礎に、極めて例外的に適用されている詐欺の法理を明らかにすることを試みた。その画定基準は、出発点を受益者の主観的要素に求めながらも、実質的には客観的基準に置き換えられてきている。このような基準は、コモン・ローにおける詐欺の概念を一般不法行為法上、共有していないわが国にとつても、理論構築の際の重要な手がかりとなり得よう。

また第五章において言及した国連条約も、法域特有の概念である「詐欺」や「権利濫用」等を排除し、中立的な表現を用いている。法系の違いを越えた統一適用が意図されているのである。ところで国連条約一九条につき、英米法諸国、特にアメリカは詐欺の法理につき成熟した判例法が確立されているため、その必要性は乏しいとする見解もある<sup>(1)</sup>。またそれにもまして、信用状に対する理解が十分に発展していない法域にあっては不適切な解釈がなされるおそれがある。それが国連条約の意図する統一性の促進により、結果的には他の法域の信用状に関する法則を混乱させかねないと危惧されているのである。

確かにアメリカにおいては統一商法典第五編との調整が必要となろう。しかし詐欺に関する条文は、共棲が可能な内容となっている。すなわち国連条約一九条の文言と統一商法典のいう「重大な詐欺 (material fraud)」は、そ



れぞれに解釈を要するものであるが、同一の方向性を示している。いずれも「請求の理由が全くないこと」を想定していると考えられるからである。また、それらは蓄積された判例法に沿った内容ともなっている。制定法および判例法により、信用状に関する法則が確立している英米法諸国の裁判所が、国連条約一九条の中立的な文言を用い、成熟した理論に基づき判決を示すことは、わが国をはじめ他の法域の国々にとって意義が大きい。同条約は二〇〇〇年一月一日に発効することになっており、今後の動向に注目する必要がある<sup>(2)</sup>。

また発行依頼人が求める救済として、英米法諸国においてはエクイティ上の差止命令請求訴訟が提起される。一九九五年版統一商法典は発行銀行による支払拒絶および発行依頼人による差止命令請求双方につき定めているが、基本的に発行依頼人に対する救済手段としては、裁判所が直接判断を下す差止命令による方が望ましい。発行銀行は単に裁判所の命令に従うだけであり、基本取引当事者間の紛争に巻き込まれることを防ぐことにより、その利益を保護することができるからである。同時に、発行銀行の恣意的な詐欺の主張を排除することもできる。そこでの議論が、わが国の法制度にもたらしうる示唆については、本稿の及ぶところではなかった。わが国においても同様の効果をもたらす救済を与えうるか。今後の検討課題としたい。なお前述のように国連条約二〇条は、一九条が定めるところの状況である場合に、裁判所が差止命令を発することができる<sup>(2)</sup>と規定する。

(1) John F. Dolan, *The UN Convention on International Independent Undertakings: Do States with Mature Letter-of-Credit Regimes Need It?*, *Banking & Finance Law Review* vol.13, 19 (1998).

(2) 一九九七年十二月一日までに、ベラルーシ、エルサルバドル、パナマ、アメリカ合衆国が調印した。その後、エクアドル、エルサルバドル、クウェート、パナマが批准し、チュニジアが一九九八年一月二日、五番目の批准国となったため、国連条

約二八条(1)にしたがい、二〇〇〇年一月一日発効することになった(一九九九年五月二六日)現在。

論  
【追記】

本稿脱稿後、飯田勝人「改正されたアメリカ統一商事法典第五編(信用状)における偽造および詐欺」帝塚山法学二号一頁(一九九八年)に接した。